

# 入札説明書類

件名：霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査

令和7年7月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 . . . . . 1 部

②仕様書 . . . . . 1 部

③契約書(案) . . . . . 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 . . . . . 1 部

⑤ご担当者連絡先 . . . . . 1 部

④～⑤：期限(令和7年7月14日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 . . . . . 1 部

⑦誓約書 . . . . . 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 . . . . . 1 部

⑥～⑧：期限(令和7年7月22日)までに提出すること。

⑨入札書 . . . . . 1 部

⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和7年7月23日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 . . . . . 1 部

⑪入札辞退届 . . . . . 1 部

⑪：応札しない場合、令和7年7月23日までに提出すること。

⑫委任状 . . . . . 1 部

⑬年間委任状 . . . . . 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和7年7月24日)、開札会場へ持参すること。

# 入札説明書

「霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査」にかかわる入札公告（令和7年7月3日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

## 2 委託業務内容

- (1) 契約件名 霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 履行期限 令和7年9月30日
- (4) 履行場所 茨城県つくば市八幡台1-1  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

### (5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

## 3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域における「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務を確実に履行出来ると認められる体制等を有していること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

- (10)「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

#### 4 提出書類等

##### (1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和7年7月14日(月)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 筑波総務課 [ybaba@nibn.go.jp](mailto:ybaba@nibn.go.jp)  
[sisobe@nibn.go.jp](mailto:sisobe@nibn.go.jp)

##### (2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和7年7月22日(火)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)

##### (3) 入札書

提出期限は令和7年7月23日(水)17時00分(郵送の場合も同様)  
詳細は下記5を参照。

##### (4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和7年7月23日)までに提出すること。

##### (5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和7年7月24日)に開札会場へ持参すること。

#### 5 入札書等の提出場所等

##### (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター  
筑波総務課  
電話：029-837-2054

(2) 入札書の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年7月24日開札 霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年7月24日開札 霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和7年7月24日（木）14時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター  
共同利用管理棟セミナー室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が

立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

### (3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

### (4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

### (5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事  
に伴う土壤汚染状況調査

仕 様 書

令和7年7月



当該敷地の汚染状況を調査し、形質変更を行って問題ないか確認することを目的とする。

### 1-3 受注者資格

受注者は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関であること。

### 1-4 廃棄

本作業にて発生する不要品・廃棄物は法令等の定めにより適切に処分すること。

### 1-5 提出書類等

#### (1) 工程表

受注者は、調査着手前に、本仕様書に基づく調査工程表を作成し、当所職員と協議を行って、事前に了解を得ること。

#### (2) 作業完了報告書

提出部数：1部（履行完了時）

※作業完了報告書には、作業日時、作業内容、土壌調査を行った箇所の写真・分析結果のまとめ等を記載すること。分析結果は試料採取箇所ごとに結果が分かるようにまとめること。

### 1-6 遵守事項

#### (1) 仮設工事

- 1) 屋外作業等で電気を使用する場合は、専用の発電機を持参して対策をとること。
- 2) 仮設建物、仮囲いを敷地内に設置する場合は、予め当所職員に通知すること。
- 3) 工事期間中、工事車両を構内に駐車する場合は、予め当所職員の承認を受けること。

#### (2) 作業時間

作業時間は、原則平日8時30分～17時15分とする。休日作業又は作業時間を超えて作業を行う場合は、予め当所職員の承認を得ること。

## §2. 調査・試験仕様

### 2-1 一般事項

- (1) 調査・試験は、専門業者の責任施工を原則とする。
- (2) 調査にあたっては既存物等の保護に留意し、損害を与えた場合は、請負者の責任において補償すること。また、作業完了後は直ちに仮設物、機器等を除去し、後かたづけ及び清掃を完全にして、敷地を原型に復すこと。
- (3) 調査・試験の途中で、下記に示すような事態が生じた場合には、速やかに係員に報告し、その指示を受けること。
  - ① 現場諸条件の特異性により、掘進等が困難となった場合
  - ② その他、目的が達成できないと判断した場合

### 2-2 計画変更

- (1) つくば市との協議、敷地の状況、調査結果等により、本仕様書別紙による計画数量や位置等を一部変更することがある。
- (2) 調査委託料は契約額とする。例外として、明白な事情（地中障害物の処理が必要な場合、掘進不可能が判明した場合等）により計画数量等に大幅な変更が生じた場合（10%程度の増減を目安とする）には、協議の上、調査委託料の精算を行う。
- (3) その他、不足の事態による変更等は、その都度協議を行う。

### 2-3 官公署への届出

- (1) 本調達の履行開始に際し、当所が官公署へ法令上要求されている手続きを十分な準備期間をもって開始できるよう、履行開始前に、申請等の手続きに必要な書類一式（必要部数）を当所職員に提出すること。なお、法令上必要な手続きが履行後となる場合、その期日に従うこと。
- (2) 本調達の履行に際し、受注者が法令上の手続きを必要とする場合、遅滞なくこれを行うとともに、内容について事前に当所職員に報告すること。

### 2-4 安全管理

- (1) 受注者は現場代理人を定め、現場に常駐させて業務の円滑化を図るとともに、緊急時の連絡体制を明確にしておくこと。
- (2) 現場調査期間中は、第三者の不足の進入を防ぐため、安全対策を十分行うこと。
- (3) 掘削孔は作業完了後、直ちにモルタル等を注入して閉鎖すること。
- (4) 作業員は、常に身分証明書を携帯し、必要があれば明示すること。

- (5) 消防法、高圧ガス保安法、電波法、大気汚染防止法、騒音防止法、都道府県条例、労働安全衛生法等の法令により安全対策を講ずる必要がある場合又は、当所の庁舎警備体制上所要の措置を講ずる必要がある場合は、当所職員に協議すること。
- (6) その他、随時当所職員の指示に従うこと。

以 上

第 5 棟 解 体 に 係 る  
土 壌 汚 染 状 況 調 査 計 画 書

2025年7月

## 目 次

	頁
1. 調査の背景及び目的.....	1
2. 調査対象地 .....	1
2. 1. 工場または事業場の名称及び所在地 .....	1
2. 2. 土壌汚染状況調査の対象地.....	1
3. 土壌汚染概況調査計画.....	1
3. 1. 試料採取等対象物質 .....	1
3. 2. 調査対象地の汚染のおそれの区分の分類 .....	6
3. 3. 試料採取等を行う区画及び試料採取地点の選定 .....	6
3. 4. 試料採取等の実施 .....	17
3. 5. 調査数量 .....	21
3. 6. 工程表 .....	22

## 1. 調査の背景及び目的

本調査計画書は、「茨城県つくば市八幡台1番1」に所在する国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の土地について実施した地歴調査の結果を基に、土壤汚染状況調査の概況調査の計画を策定するものである。

## 2. 調査対象地

### 2. 1. 工場または事業場の名称及び所在地

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
茨城県つくば市八幡台1番1（図2-1参照）

### 2. 2. 土壤汚染状況調査の対象地

茨城県つくば市八幡台1番1の一部（図2-2、図2-3参照）

## 3. 土壤汚染概況調査計画

### 3. 1. 試料採取等対象物質

土壤汚染対策法で定められる特定有害物質とその基準値を表3-1に示す。

土壤汚染概況調査の実施にあたっては、事前に実施した地歴調査結果を基に、試料採取等対象物質を選定した。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の敷地内において、鉛及びその化合物の形質変更時要届出区域が存在し、土壤汚染状況調査の対象地は、この形質変更時要届出区域に隣接していた。また、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所において、四塩化炭素、ジクロロメタン、ベンゼン、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、並びにほう素及びその化合物の使用等が確認された。ジクロロメタンの親物質である、クロロホルムの使用も確認された。

以上のことから、人為等由来に係る試料採取等対象物質として、四塩化炭素、ジクロロメタン、ベンゼン、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、並びにほう素及びその化合物を選定した。なお、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物について、除外施設等維持管理報告書を確認したところ排水の分析項目とされていたが、これらの特定有害物質の使用等の実績はないことから、人為等由来に係る試料採取等対象物質として選定しなかった。



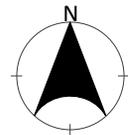
【凡例】



:敷地境界



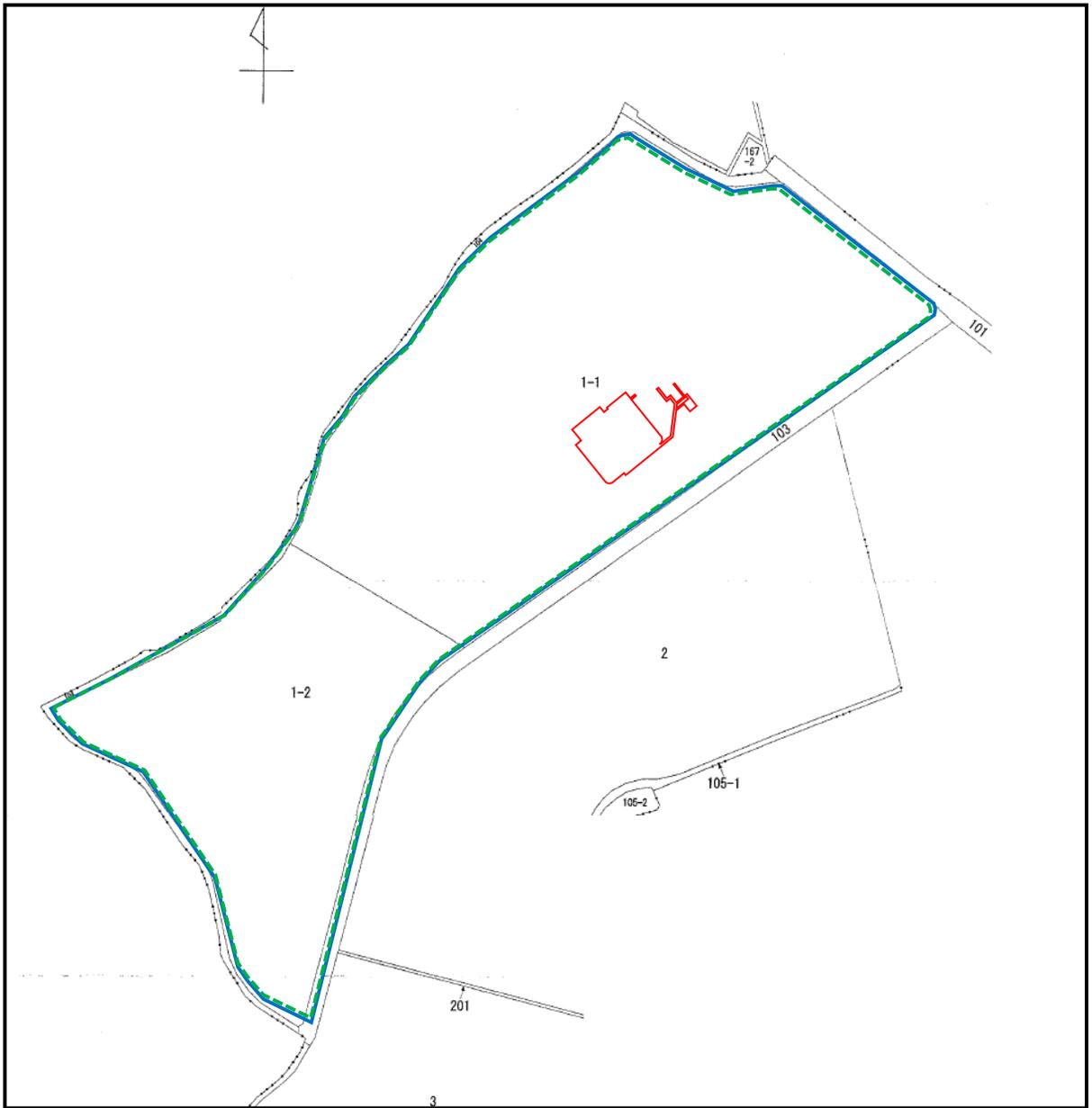
: 土壌汚染状況調査の対象地



1/20,000

※この地図は地理院地図（電子国土Web）の電子地図を使用して作成しました。

図2-1 土壌汚染状況調査の対象地案内図



【凡例】



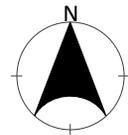
: 敷地境界



: 土壌汚染状況調査の対象地

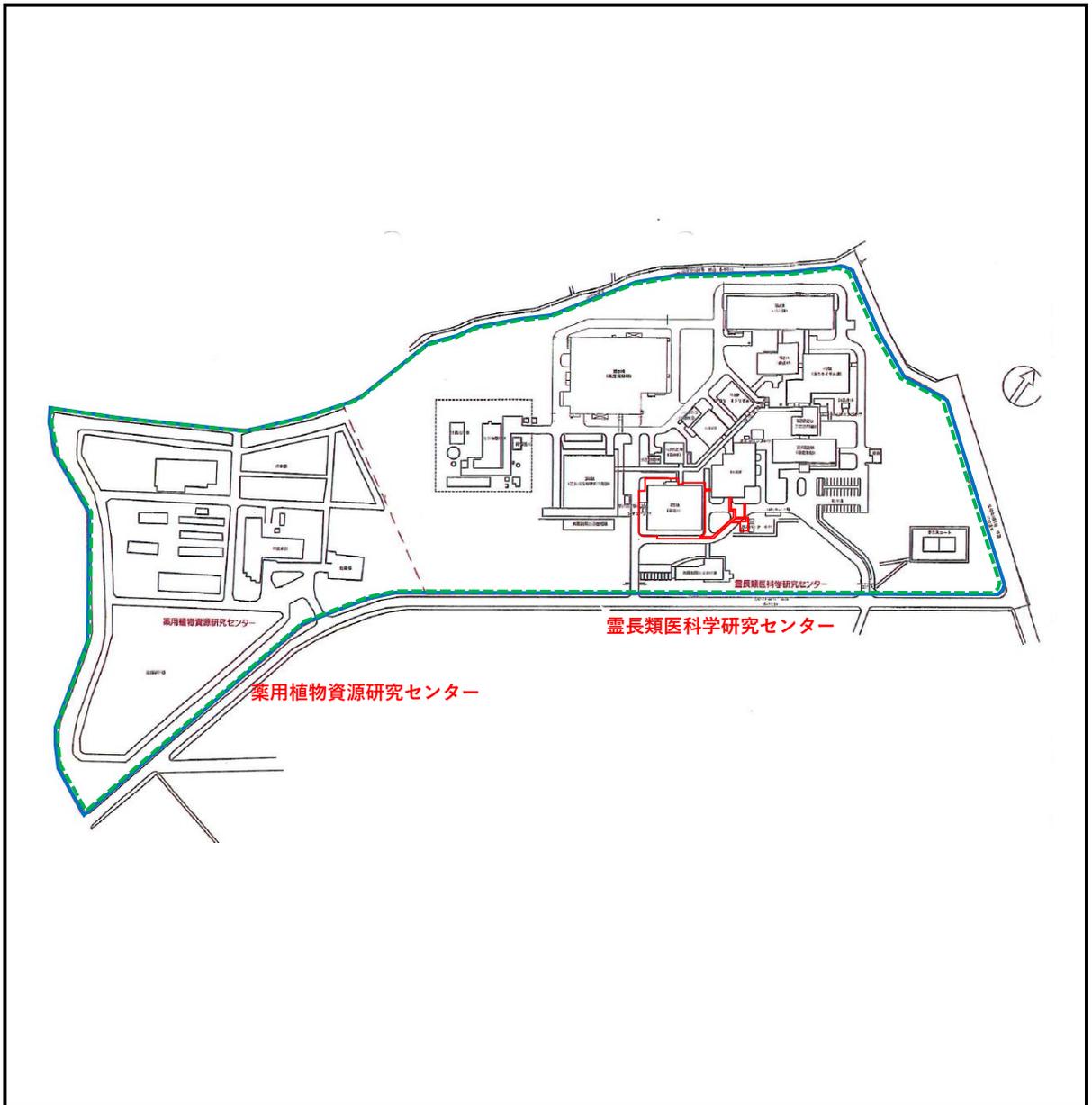


: 土壌汚染対策法第3条第1項のただし書きの確認を受けた範囲



1/5000

図2-2 地番の重ね合わせ図



【凡例】



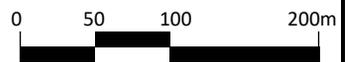
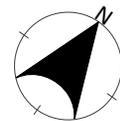
:敷地境界



: 土壌汚染状況調査の対象地



: 土壌汚染対策法第3条第1項のただし書きの  
確認を受けた範囲



1/5000

図2-3 施設配置図

表 3-1 土壤汚染対策法で定められる特定有害物質とその基準値

分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準	地下水基準	人為等由来に係る試料採取等対象物質
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 mg/ L 以下	—	0.002 mg/ L 以下	—
	四塩化炭素	0.002 mg/ L 以下	—	0.002 mg/ L 以下	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—	0.004 mg/L 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ L 以下	—	0.1 mg/ L 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ L 以下	—	0.04 mg/ L 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ L 以下	—	0.002 mg/ L 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 mg/ L 以下	—	0.02 mg/ L 以下	○
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ L 以下	—	0.01 mg/ L 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ L 以下	—	1 mg/ L 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ L 以下	—	0.006 mg/ L 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 mg/ L 以下	—	0.01 mg/ L 以下	—
	ベンゼン	0.01 mg/ L 以下	—	0.01 mg/ L 以下	○
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003 mg/ L 以下	カドミウム 45 mg/kg 以下	カドミウム 0.003 mg/ L 以下	—
	六価クロム化合物	六価クロム 0.05 mg/ L 以下	六価クロム 250 mg/kg 以下	六価クロム 0.05 mg/ L 以下	○
	シアン化合物	シアンが 検出されないこと <sup>注1)</sup>	50 mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	シアンが 検出されないこと <sup>注1)</sup>	○
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 mg/ L 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと <sup>注2)</sup>	水銀 15 mg/kg 以下	水銀が 0.0005 mg/ L 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと <sup>注2)</sup>	○
	セレン及びその化合物	セレン 0.01 mg/ L 以下	セレン 150 mg/kg 以下	セレン 0.01 mg/ L 以下	—
	鉛及びその化合物	鉛 0.01 mg/ L 以下	鉛 150 mg/kg 以下	鉛 0.01 mg/ L 以下	○
	砒素及びその化合物	砒素 0.01 mg/ L 以下	砒素 150 mg/kg 以下	砒素 0.01 mg/ L 以下	○
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8 mg/ L 以下	ふっ素 4000 mg/kg 以下	ふっ素 0.8 mg/ L 以下	○
ほう素及びその化合物	ほう素 1 mg/ L 以下	ほう素 4000 mg/kg 以下	ほう素 1 mg/ L 以下	○	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 mg/ L 以下	—	0.003 mg/ L 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 mg/ L 以下	—	0.02 mg/ L 以下	—
	チウラム	0.006 mg/ L 以下	—	0.006 mg/ L 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと <sup>注2)</sup>	—	検出されないこと <sup>注2)</sup>	—
	有機りん化合物	検出されないこと <sup>注3)</sup>	—	検出されないこと <sup>注3)</sup>	—

土壤汚染対策法施行規則

注 1) 平成 15 年環境省告示第 17 号 (地下水調査) 及び第 18 号 (土壤溶出量調査) により定められた測定方法によって前処理を行った後に得られた検液の定量範囲の下限は 0.1mg/l。

注 2) 平成 15 年環境省告示第 17 号 (地下水調査) 及び第 18 号 (土壤溶出量調査) により定められた測定方法の定量限界は 0.0005mg/l。

注 3) 平成 15 年環境省告示第 17 号 (地下水調査) 及び第 18 号 (土壤溶出量調査) により定められた測定方法の定量限界は 0.1mg/l

### 3. 2. 調査対象地の汚染のおそれの区分の分類

試料採取等対象物質として選定した特定有害物質に対して、土壤汚染状況調査の対象地における汚染のおそれの区分を、図 3-1～3-6 に示すとおり分類した。土壤汚染のおそれの区分は汚染のおそれの生じた位置毎に分類を行った。

### 3. 3. 試料採取等を行う区画及び試料採取地点の選定

試料採取等を行う区画に関しては、「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画（以下、「全部対象区画」という。）」については10m格子ごと、「土壤汚染のおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画（以下、「一部対象区画」という。）」については、30m格子ごとに試料採取等を行う区画を選定するものとする。試料採取地点を図3-7～3-10に示す。なお、区画の設定にあたり、起点については既往土壤汚染状況調査の起点を使用した（北緯36.05659°、東経140.07871°）

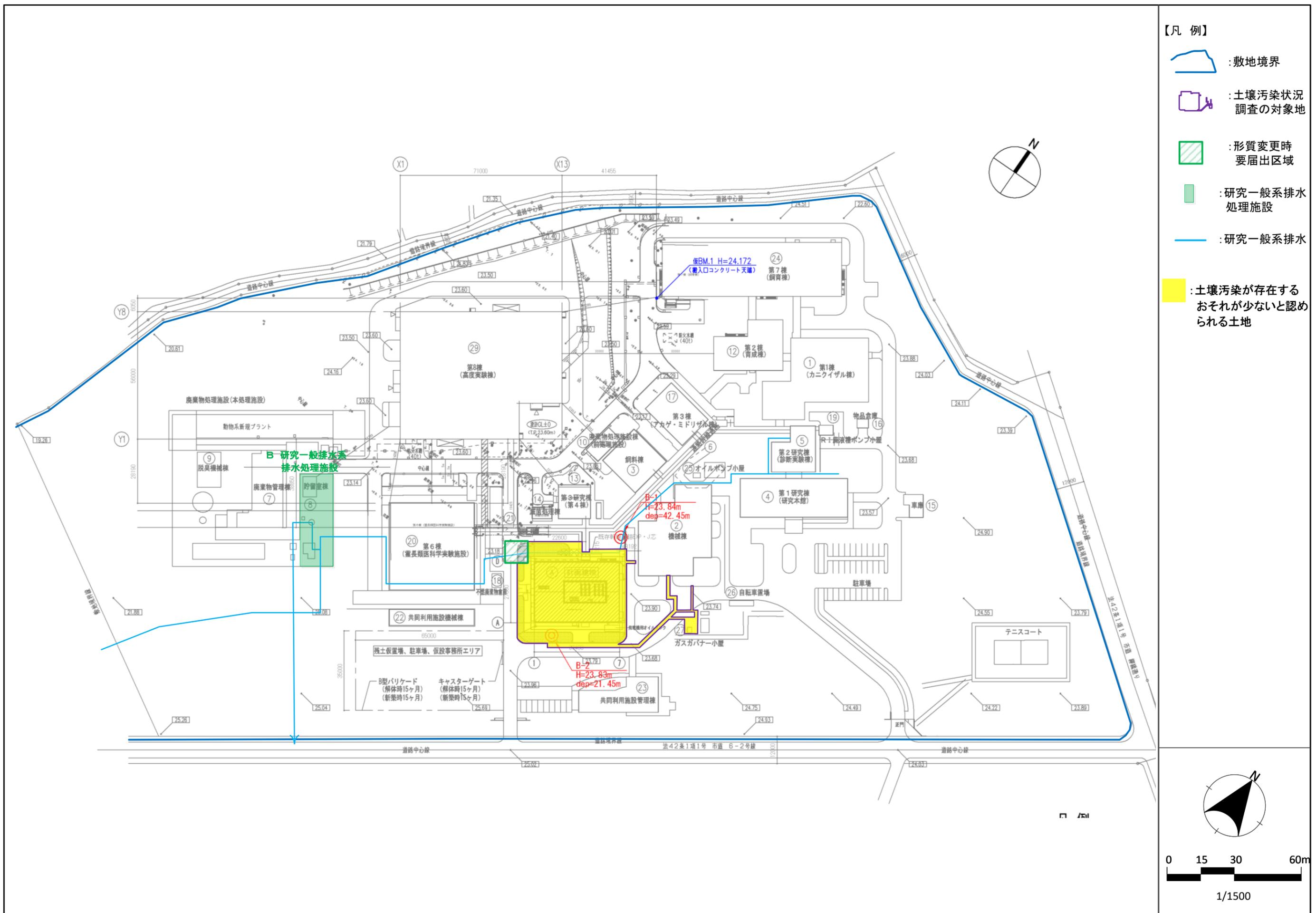


図3-1 四塩化炭素、及びシアン化合物に係る汚染のおそれ(表層)

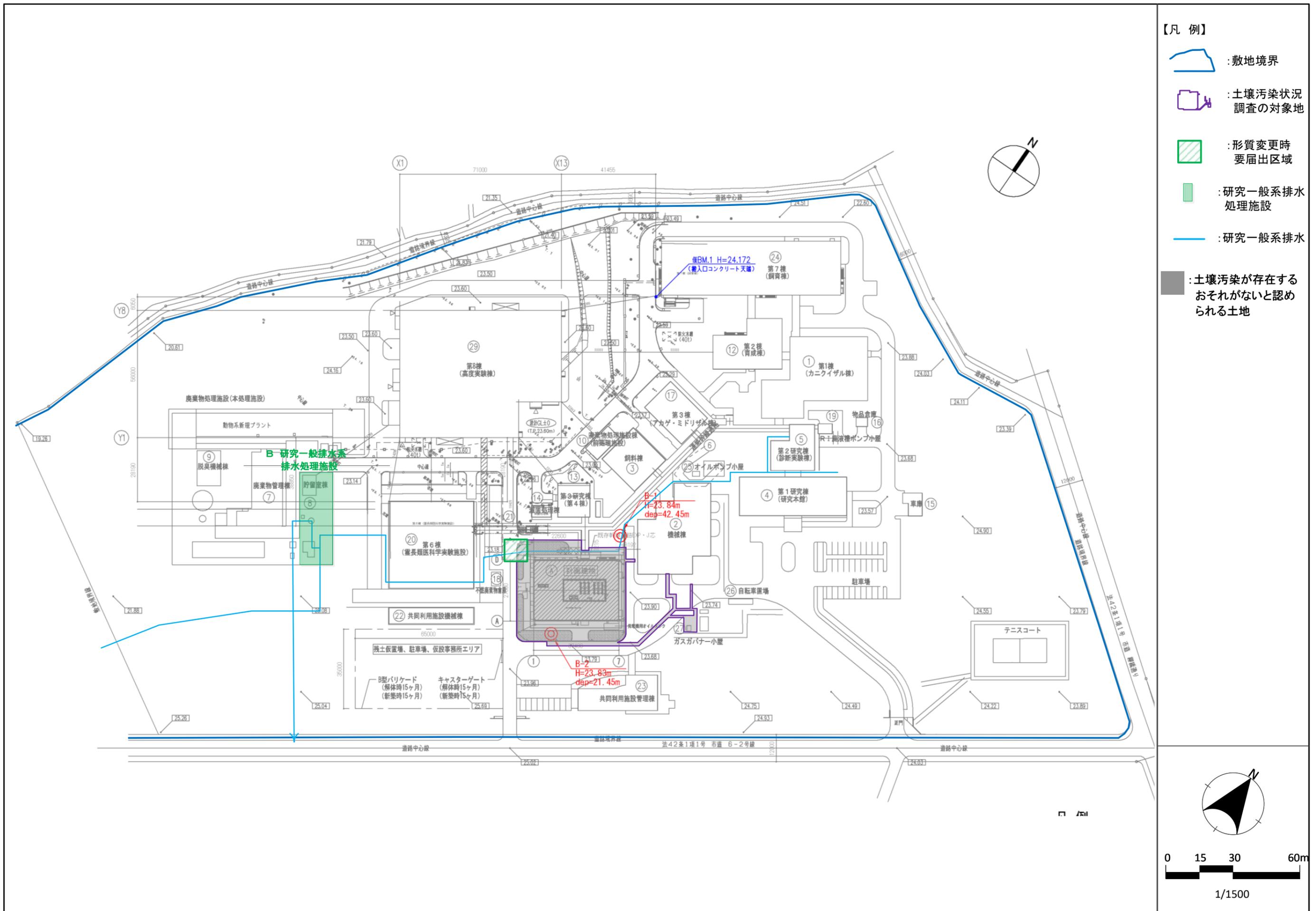


図3-2 四塩化炭素、及びシアン化合物に係る汚染のおそれ(配管下)

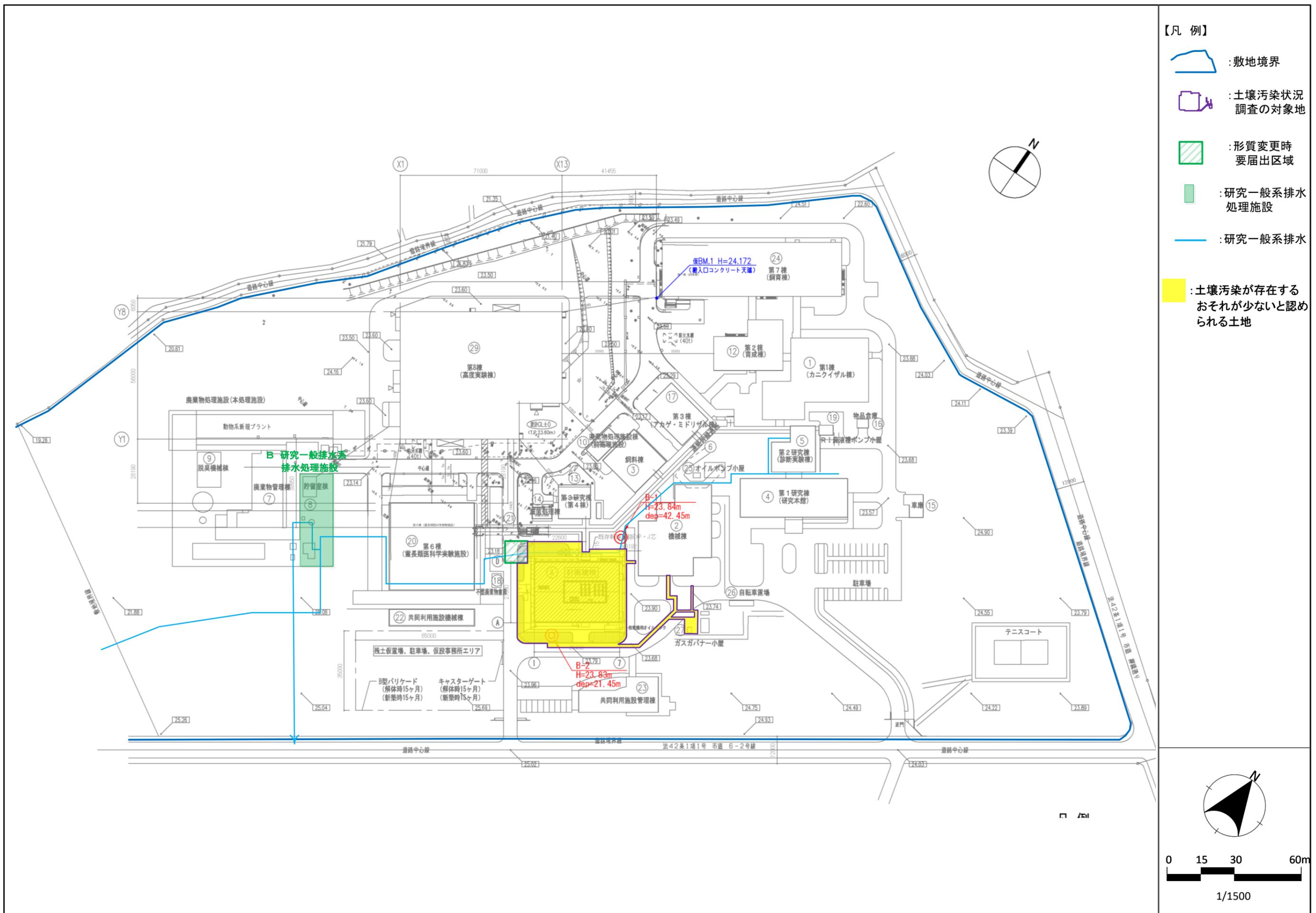


図3-3 ジクロロメタン、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、並びにほう素及びその化合物に係る汚染のおそれ(表層)

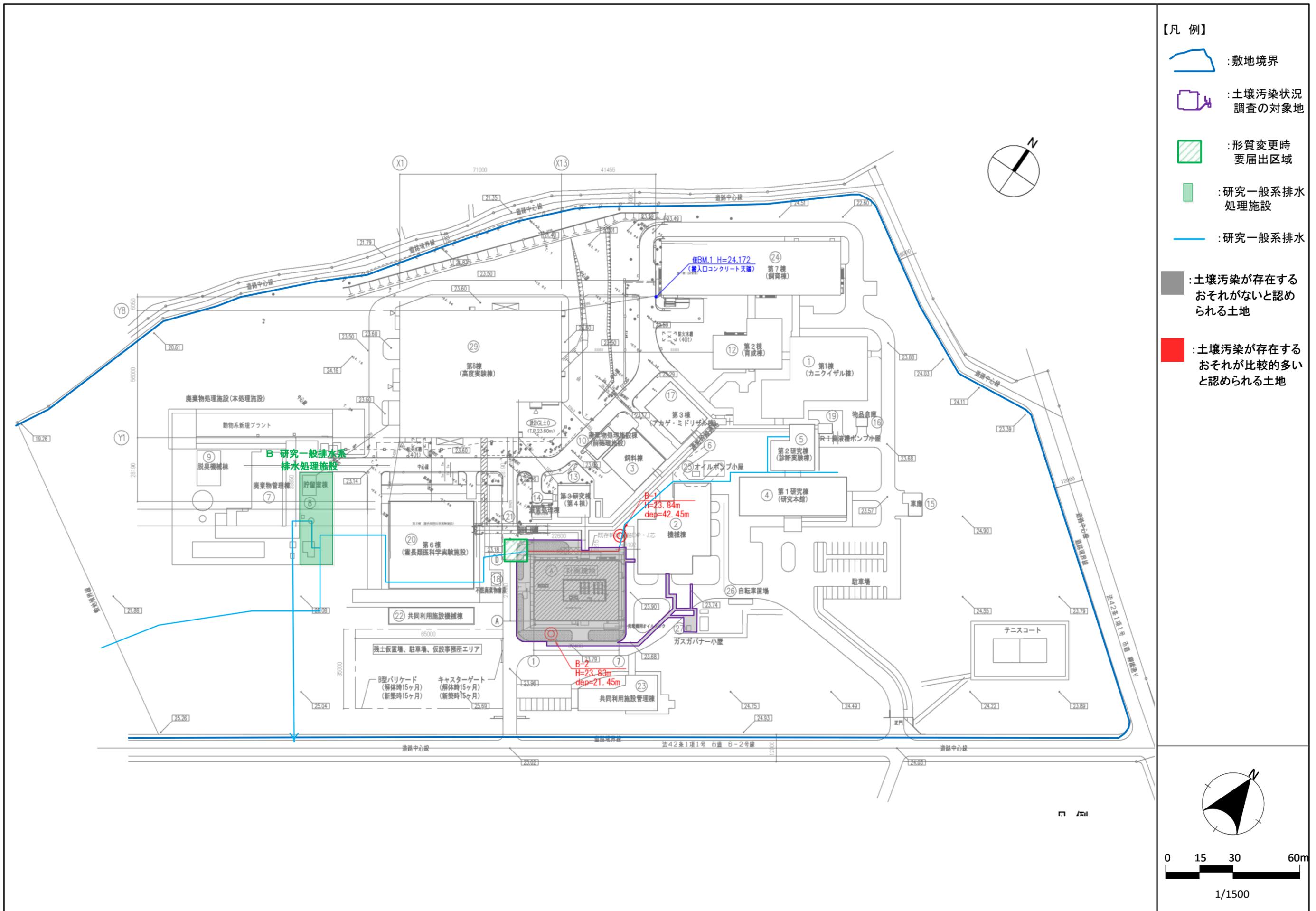


図3-4 ジクロロメタン、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、並びにほう素及びその化合物に係る汚染のおそれ(配管下)

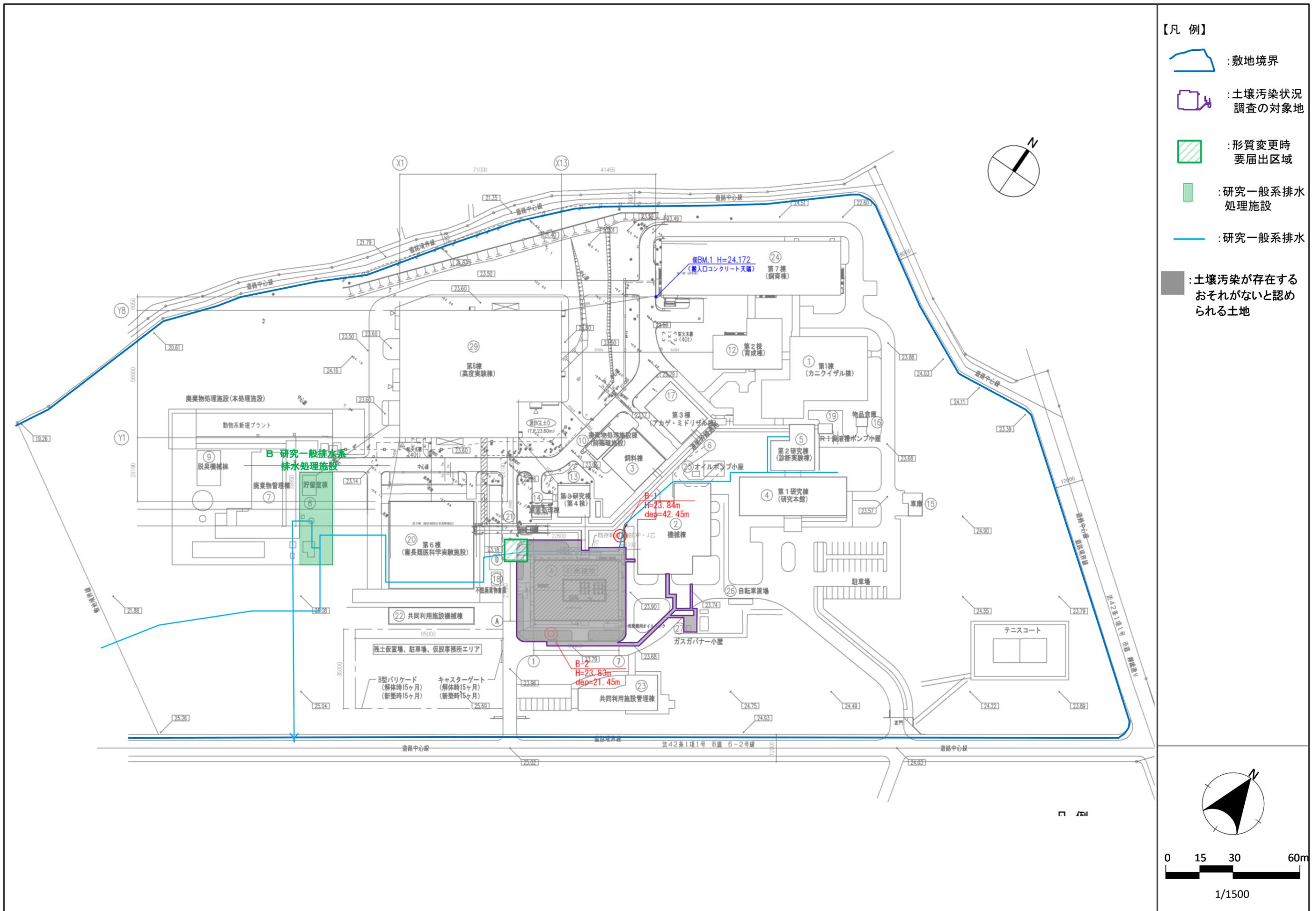


図3-5 ベンゼンに係る汚染のおそれ(表層)

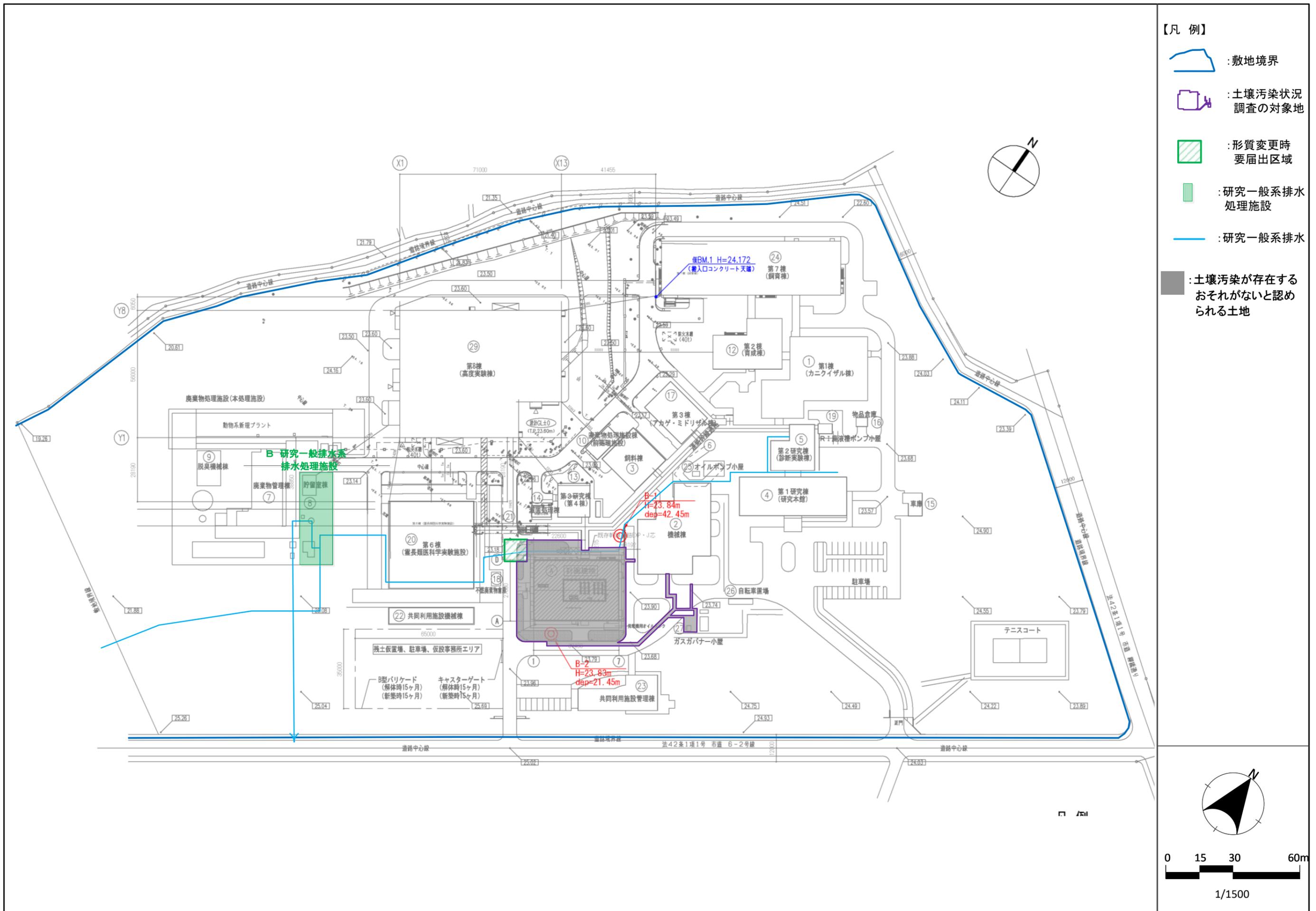


図3-6 ベンゼンに係る汚染のおそれ(配管下)

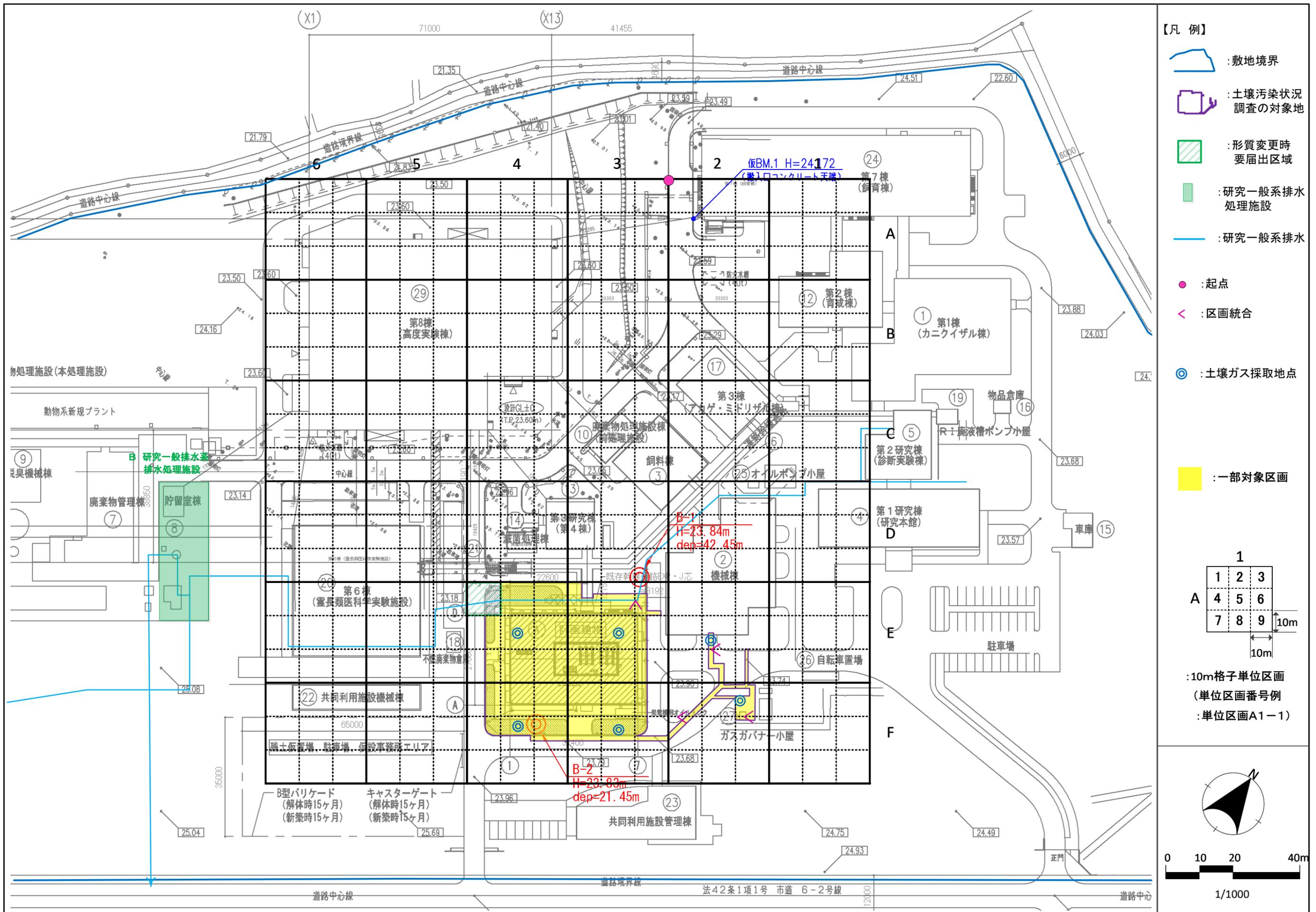


図3-7 第1種特定有害物質(四塩化炭素)土壤ガス試料採取地点



図3-8 第1種特定有害物質(ジクロロメタン)土壤ガス試料採取地点



図3-9 第2種特定有害物質(六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、並びにほう素及びその化合物)土壌試料採取地点(表層)

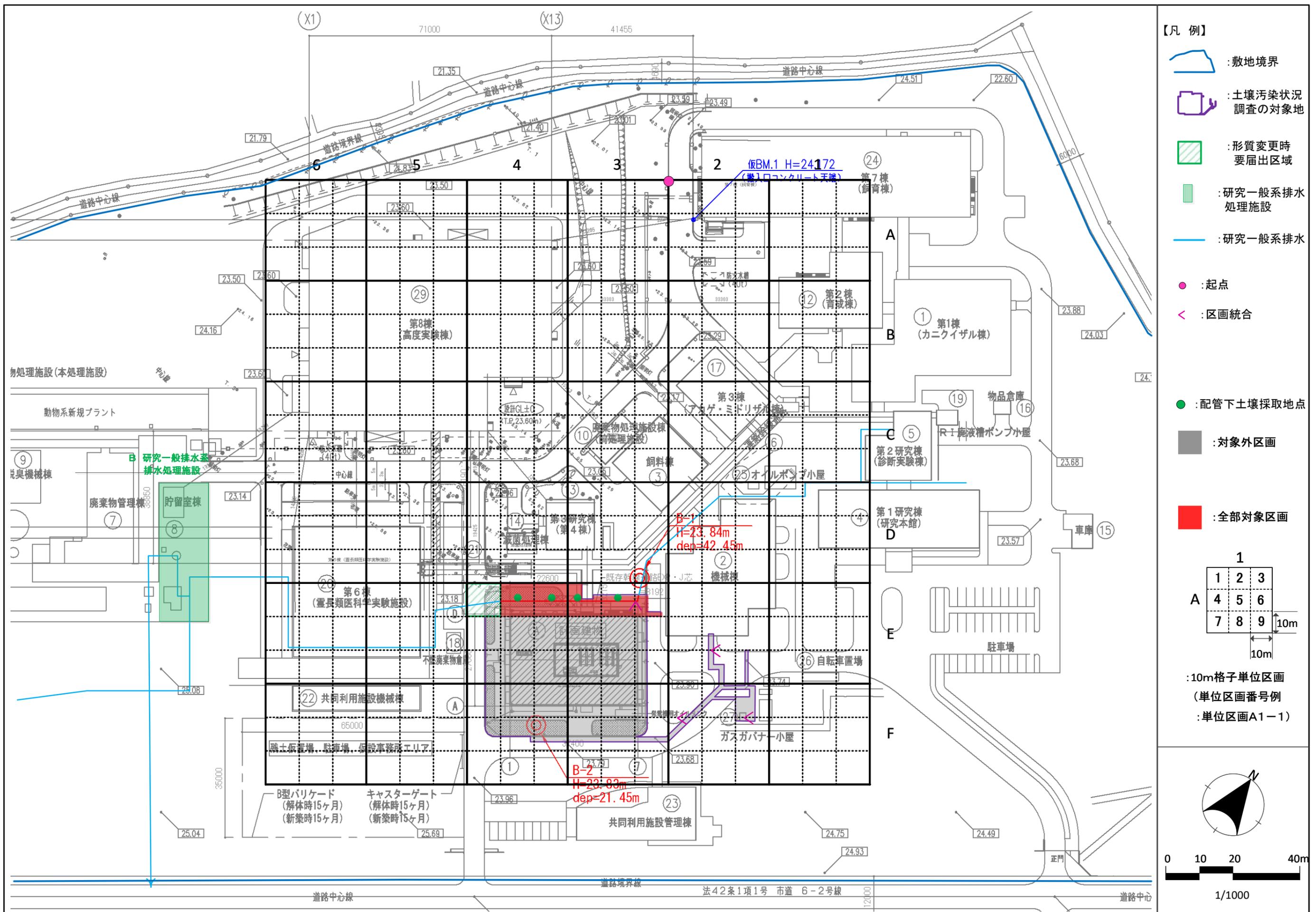


図3-10 第2種特定有害物質(六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、並びにほう素及びその化合物)土壌試料採取地点(配管下)

### 3. 4. 試料採取等の実施

調査対象地について、試料採取等を行う区画の分類にもとづき、以下のとおり試料採取等を実施する。

#### (1) 第1種特定有害物質

試料採取等区画の選定後、第1種特定有害物質を対象とし、土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる試料採取等対象物質の量の測定（以下、「土壌ガス調査」という。）を実施する。

土壌ガス調査に係る試料採取等は、平成15年環境省告示第16号に定められる方法により実施する。試料採取においては、地表から概ね80cmから100cmまでの深度の地中において土壌ガスを採取する。30m格子内に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30m格子の中心が土壌汚染状況調査の対象地の区域内にある場合には、当該30m区画の中心を含む単位区画（当該30m格子の中心が土壌汚染状況調査の対象地内にはない場合には、当該30m区画内にある一部対象区画のいずれか1つ）で土壌ガス調査を実施する。なお、土壌ガスの採取は捕集バック法、ガス分析はPID/ELCDまたはGC-MSにより実施する。分析項目及び分析方法の詳細を表3-2に示す。

表3-2 分析項目及び分析方法 — 第1種特定有害物質（揮発性有機化合物） —

試料採取等 対象物質	分析項目	土壌ガス調査	
		分析方法	定量下限値 (volppm)
四塩化炭素	四塩化炭素	PID/ELCD または GC-MS 法	0.1
ジクロロメタン	ジクロロメタン	PID/ELCD または GC-MS 法	0.1

## (2) 第2種特定有害物質及び第3種特定有害物質

試料採取等区画の選定後、表層付近の土壌を対象に、第2種特定有害物質（六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物）を対象とした土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を実施する。試料とする土壌は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50cmまでの土壌とする。このとき、汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合または汚染のおそれの生じた場所の位置が明らかでない場合は、地表から深さ5cmまでの土壌（以下、「表層の土壌」という。）と深さ5cm～50cmまでの土壌を採取し、等量（重量）ずつ均等に混合したものを試料とする。30m格子内に一部対象区画が含まれる場合には、当該30m格子内から任意に選定した5つの一部対象区画（一部対象区画が5以下の場合はそれら全て）のそれぞれにおいて上記の方法により土壌試料を採取し、さらにこれら調整した試料の全てを同じ重量で混合した1試料をもって当該30m格子を代表する土壌試料とする（複数地点均等混合法）。

試料採取地点がコンクリート及びアスファルト等で覆われている場合や、アスファルト等の下に碎石等がある場合は、削孔等によりそれらの被覆物を除いた土壌表面を基準とし、試料採取等を実施する（図3-11参照）。

土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る測定方法は、平成15年環境省告示第18号及び第19号に定められる方法とする。分析項目及び分析方法の詳細を表3-3に示す。

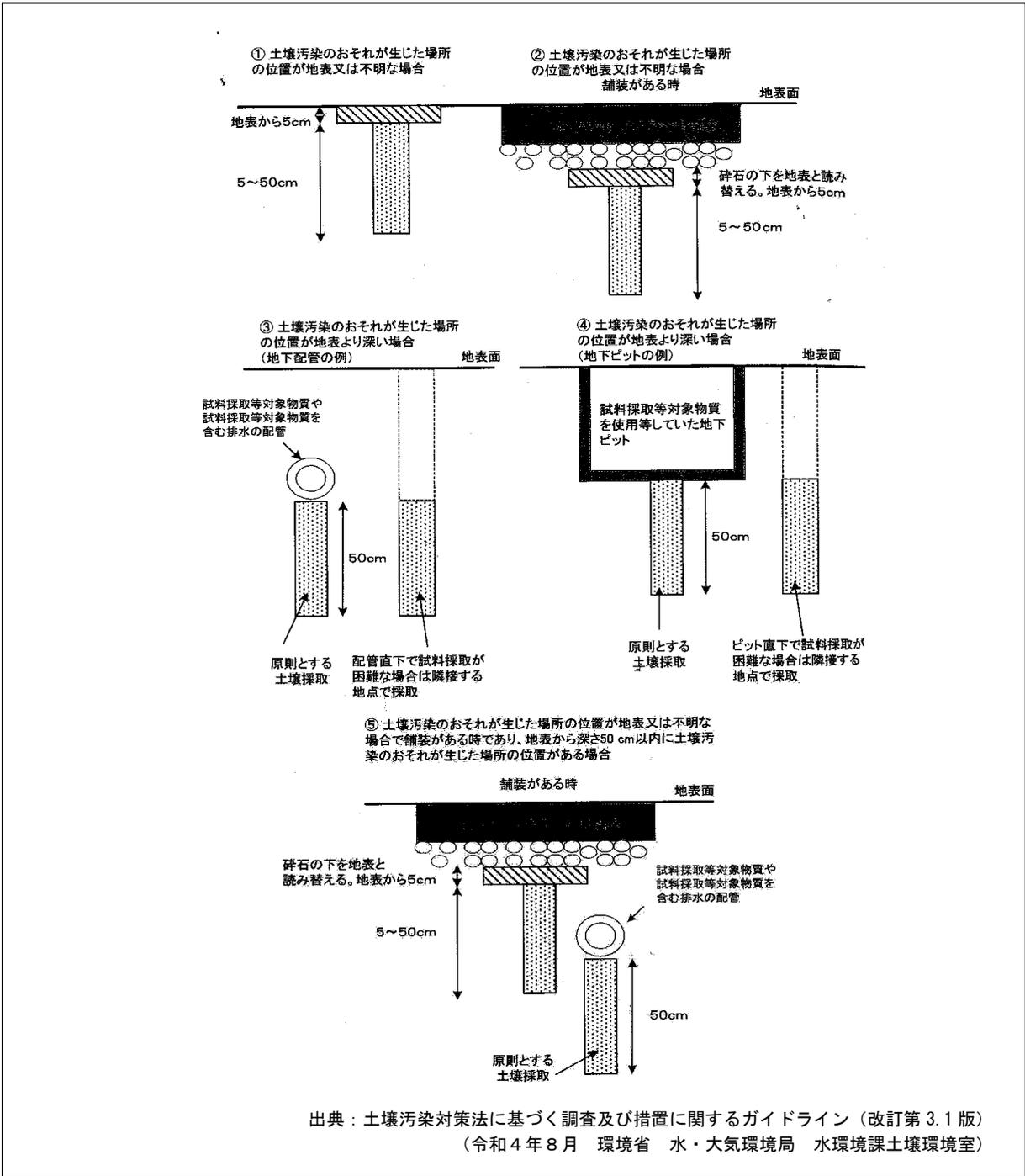


図 3-11 試料採取深度の考え方

表 3-3 分析項目及び分析方法 — 第 2 種及特定有害物質 —

分類	試料採取等 対象物質	分析項目	土壌含有量・溶出量調査	土壌溶出 量調査 <sup>注1)</sup>	土壌含有 量調査 <sup>注2)</sup>
			分析方法	定量 下限値 (mg/L)	定量 下限値 (mg/kg)
	六価クロム 化合物	六価クロム	JIS K 0102-3 24.3.2	0.005	25
	シアン化合物	シアン	溶出量調査：JIS K 0102-2.9.2.3 及び 9.6 含有量調査：JIS K 0102-2.9.6	検出され ないこと	遊離シアン として 5
	水銀及び その化合物	総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2	0.00005	1.5
		アルキル水銀	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3	0.0005	—
	鉛及び その化合物	鉛	JIS K 0102-3 13.5	0.001	15
	砒素及び その化合物	砒素	JIS K 0102-3 20.5	0.08	100
	ふっ素及び その化合物	ふっ素	JIS K 0102-2 5.4	0.08	100
	ほう素及び その化合物	ほう素	JIS K 0102-3 5.6	0.1	100

注 1) 土壌溶出量調査は、平成 15 年環境省告示第 18 号により作成した検液について分析。

注 2) 土壌含有量調査は、平成 15 年環境省告示第 19 号により作成した検液について分析。

### 3. 5. 調査数量

表 3-4 に調査内容及び数量を示す。

表 3-4 調査内容及び数量一覧表

調査分類	調査内容及び数量
第1種特定有害物質に係る土壌調査	<p>&lt;土壌ガス調査①&gt;            採取深度：0.8～1m            分析項目：四塩化炭素            採取地点：6地点            分析数量：6検体</p> <p>&lt;土壌ガス調査②&gt;            採取深度：0.8～1m            分析項目：ジクロロメタン            採取地点：10地点            分析数量：10検体</p>
第2種特定有害物質に係る土壌調査	<p>&lt;表層土壌調査&gt;            採取深度：表層より0～50cm(0～5cmの土壌と5～50cmの土壌を等量混合)            分析項目：六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒及びその化合物、ふっ及びその化合物、ほう及びその化合物            採取地点：25地点            分析数量：6検体</p> <p>&lt;配管下土壌調査&gt;            採取深度：配管下50cm(GL:2.23m～2.42m)            分析項目：六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒及びその化合物、ふっ及びその化合物、ほう及びその化合物            採取地点：4地点            分析数量：4検体</p>

### 3. 6. 工程表

調査工程表を表 3-5 に示す。

表 3-5 調査工程表

項目	延べ日数																						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1. 準備工	■	■	■																				
2. 測量				■	■																		
3. 土壌ガス分析 (第1種特定有害物質)					■	■																	
4. 試料採取 (第2種特定有害物質)					■	■	■																
5. 土壌分析						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6. 結果取りまとめ																					■	■	■
7. 報告書提出																							■

## 契 約 書(案)

1. 件 名 霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査
2. 履 行 場 所 茨城県つくば市八幡台1-1  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
霊長類医科学研究センター
3. 履 行 期 限 令和7年9月30日
4. 契 約 金 額 総額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円)
5. 契 約 保 証 金 全額免除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と<落札者>（以下「乙」という。）とは霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査について、下記の条項に基づき契約を締結する。

## 記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利若しくは義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

（契約の変更）

第3条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議のうえ契約を変更することができる。

（検査及び引渡し）

第4条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。  
2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。  
3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。  
2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければ

ならない。

(支払遅延利息)

第6条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 甲は、乙が履行期限内に成果物を提出しないときは、期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年、3.0パーセントで計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の解除権及び違約金)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責により第1条の義務を履行する見込みがないと認められたとき。

二 第2条の規定に違反したとき。

三 第12条第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。

四 乙が、文書により契約の解除を申し出たとき。

2 甲が、前項各号により契約を解除するときは、乙は、契約残余期間分に相当する金額の100分の10を違約金として甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 この契約の成果物に契約不適合があるとき。

二 この契約に基づく作業中、乙の責により甲に損害を与えたとき。

2 前項の損害賠償金は甲が算定する。

(危険負担)

第12条 甲乙双方の責に帰することができない事由により、契約の履行ができなくなった場合には、乙は当該契約を履行する義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払い義務を免れるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年、3.0パーセントの遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第16条 甲は、引き渡された成果物に関し、第4条第2項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

第23条 乙は委託業務の全部を第三者に委託することができない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第24条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(協議)

第25条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号  
契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔

(乙)

様式 1

令和 年 月 日

契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

名称  
代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

名称  
代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項



## ご担当者連絡先

件名：霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年7月14日（月）17時00分

提出先メールアドレス：筑波総務課 [ybaba@nibn.go.jp](mailto:ybaba@nibn.go.jp)  
[sisobe@nibn.go.jp](mailto:sisobe@nibn.go.jp)

# 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料  
会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和7年7月22日（火）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## 誓 約 書

弊社は、「霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

⑨

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名



(別紙様式)

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住 所)

\_\_\_\_\_

(名 称)

\_\_\_\_\_

(代表者)

\_\_\_\_\_ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

# 入札書

件名 霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査

金 \_\_\_\_\_ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名           ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額       ¥ \_\_\_\_\_

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和    年    月    日

(競争参加者)

住 所    【記載要領】(2)及び  
          (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」	
(競争参加者)	
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店
	代表取締役 △△ △△
代 理 人	〇〇 〇〇 印
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」	
(競争参加者)	
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名	株式会社 □□□□
	代表取締役 △△ △△
復代理人	〇〇 〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

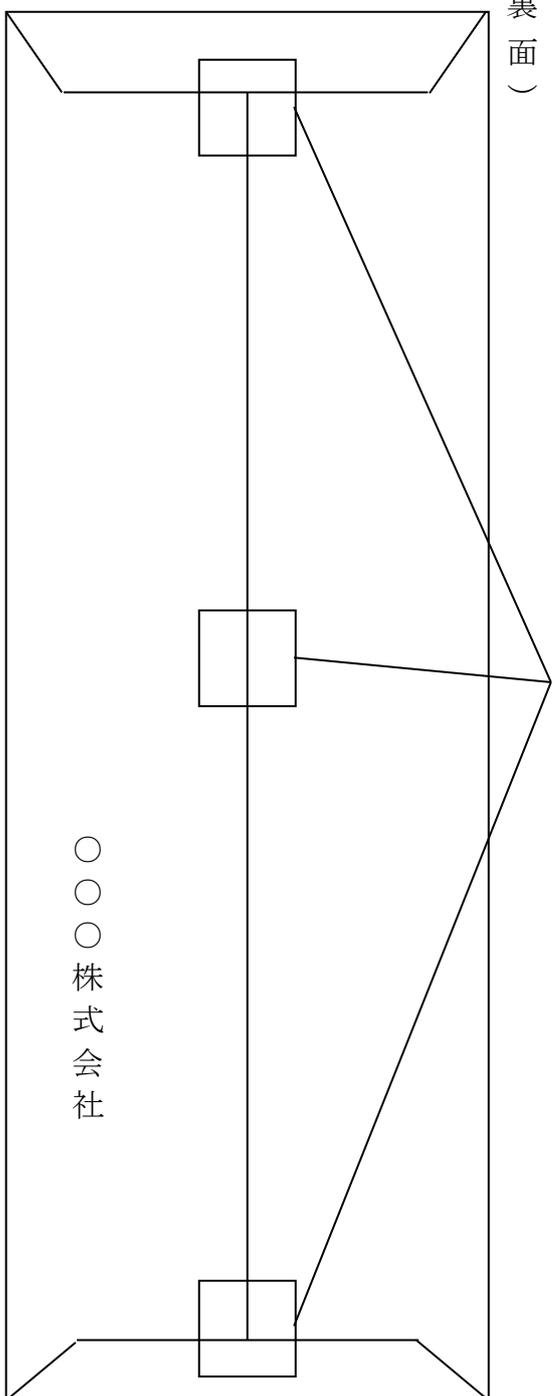
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



# 入札辞退届

件名：霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壤汚染状況調査

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

# 委任状

私は、  
を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

## 記

### 委任事項

令和7年7月24日開札 件名「霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

⑩

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

# 年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

## 記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。  
【工事契約以外の場合は除く】  
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

## 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

## 委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査

## ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

筑波総務課

提出先メールアドレス [ybaba@nibn.go.jp](mailto:ybaba@nibn.go.jp)

[sisobe@nibn.go.jp](mailto:sisobe@nibn.go.jp)

## 期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和7年7月14日（月）17時00分まで  
競争参加資格確認関係書類 : 令和7年7月22日（火）17時00分まで  
入札書 : 令和7年7月23日（水）17時00分まで  
開札日の日時 : 令和7年7月24日（木）14時00分

## 入札参加改善に向けたアンケート

案件名	霊長類医科学研究センター機械棟更新その他工事に伴う土壌汚染状況調査
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____ )
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をもても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____ ) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____ ) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 ( _____ )
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。